

東吉野村大学生等通学費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律 第26号）に定める大学・高等学校又は高等専門学校、その他専門学校、予備校等（以下「大学・高等学校等」という。）へバスを利用して通学する生徒の保護者に対し、通学に要する経費の一部を助成することにより保護者の負担軽減を図り、もって村への定住と路線バス利用の促進を図るため助成金を交付するものとし、その交付に関しては、東吉野村補助金等交付規則（平成19年3月東吉野村規則第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、東吉野村内に住所を有し、奈良交通株式会社が発行する通学定期券によりバスを利用して村長が認める大学・高等学校等に通学する者の保護者（以下「助成対象者」という。）をいう。

(助成対象路線)

第3条 助成対象となるバス路線は、奈良交通株式会社が運行する榛原東吉野線とする。

(助成金の額)

第4条 助成する金額は、定期券の購入金額の8割とし、100円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象者は、助成を受けようとするときは、東吉野村大学生等通学費助成金交付申請書（様式第1号）に、次ぎに掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 学生証の写し、又は在学証明書（ただし、同一年度内での2回目以降の申請については省略できるものとする。）
- (2) 定期乗車券の写し、又は乗車区間、有効期間、金額、宛先のある領収書

(助成金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成が適当と認めた場合には、東吉野村大学生等通学費助成金決定通知書（様式第2号）

により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 申請者は第6条の規定による助成金の交付の確定後、速やかに助成金請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第8条 村長は偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。